

令和5年6月8日（木曜日）

美里町議会議会運営委員会会議録

美里町議会議会運営委員会会議録

令和5年6月8日（木曜日）

出席委員（5名）

委員長 平吹俊雄君

副委員長 櫻井功紀君

委員 山岸三男君

柳田政喜君

村松秀雄君

欠席委員（なし）

議長 鈴木宏通君

説明のため出席した者

町長 部 局

総務課長 佐野 仁 君

企画財政課長 高橋 憲彦 君

議会事務局職員出席者

事務局長 佐藤 俊幸 君

事務局次長兼議事調査係長 齊藤 美穂 君

令和5年6月8日（木曜日） 午前9時26分 開会

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議長からの諮問

美里町議会6月会議について

- 1) 議案等について

行政報告1件

報告 5 件

議案 2 件（補正予算 1 件、その他 1 件）

2) 議員派遣について

3) 一般質問の発言順序について 4 人

4) 会議の期間及び議事日程について

期間 6 月 13 日（火）～14 日（水）2 日間（別紙のとおり）

5) 陳情、要請等

4 その他

5 閉 会

午前9時26分 開会

○委員長（平吹俊雄君） 改めまして、おはようございます。

田んぼのほうも、田植えも終わり分けつに入っております、現在は大豆の播種のほうに農家の方々がほんぽうしているところでございます。どっちにしても、豊作を期待したいと思っております。

今日は、6月会議についての諮問について御協議したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、議長からの諮問ということで、1)でございます議案の説明の前に、発言の訂正があるということでございますので、その辺御説明をお願いしたいと思います。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） おはようございます。

6月会議につきまして、よろしく御指導をお願いしたいと思います。

初めに、議案質疑に対する答弁の訂正についてのお願いとおわびでございます。5月会議におきまして、伊藤牧世議員の議案第2号令和5年度一般会計補正予算（第2号）質疑に対する答弁の中で、教育総務課長が「小牛田小学校」と申し上げましたが、正しくは「南郷中学校」でしたので、深くおわびを申し上げ、発言の訂正をお願いしたいものでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま総務課長から御説明ありました。発言の訂正ということでございます。この処理をどのようにしたらよいか、皆さんにお諮りしたいと思います。事務局。

○事務局長（佐藤俊幸君） 発言の訂正等につきましては、その会期中でなければ有効ではございません。ただし、間違っていたということで、正しい部分を皆さんに御理解いただきたいということで今回提出をいただいておりますので、これの文書の写しを議員の皆様の方に配付をするという形でいかがでしょうかということで御提案です。事務局のほうから申し上げます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま事務局長から御説明ございました。この処理につきましては、あした、あさって、（「初日」の声あり）13日の定例会議の中での朝に皆さんに配付するということでございましたが、それでよろしいでしょうか。山岸委員。

○委員（山岸三男君） 今局長からの説明で、今度の6月会議の始まるときに、訂正文書で正誤表を出して、それだけでいいんでしょうか。ただ、今局長言ったように、会期中でない訂正とか何とかという話ありましたけれども、会期というのは6月会議のことなのか、5月会議のことなのか。（「5月」の声あり）5月会議ですよ。そうすると、5月会議中の会期中でな

いと訂正はできない。（「はい」の声あり）だったら、これをどうするかというのを6月会議の中で、正誤表だけで出していいのか、会議録も全部訂正するのかなんとか、そういう処理的なことはしなくていいのかどうか。その辺お願いします。

○委員長（平吹俊雄君） 事務局長。

○事務局長（佐藤俊幸君） 会議録の訂正そのものはできません。これはできないことになっておりますので、こちらこういう事実があったということを皆様に御理解いただく。

それから、特殊な場合で、よっぽど大事なことの場合、冒頭で発言をさせて、訂正の発言を町長のほうからさせて、それが6月の会議録に載りますから、それで分かるという形もありますけれども、今回の場合、そういう部類といいますか特殊なもの取扱いまでするよと言ったらあれなんですけれども、このような扱い、配付という形が妥当なのではないかというふうに判断をさせていただきます。過去に、教育長の発言で一度そういったケースがございまして、そのときはまだ通年議会になる前でしたけれども、次の会期で発言そのものが取り消しみたいな形で、そのような扱いということをして、その場合も会議録そのものを、古い会議録は直さないんですけれども、会期の冒頭でそういう教育長が発言をしたといったような経過がございました。ただ、今回の場合、町長のほうに訂正を申し入れさせるかどうか、そこまではどうかというふうにはちょっと考えておりますので、配付が妥当なところではないかというふうに事務局では判断させていただきます。

○委員長（平吹俊雄君） 休憩します。

午前9時32分 休憩

午前9時39分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

発言の訂正につきましては、6月の初日の冒頭の前に訂正の申出をお願い申し上げまして、内容につきましては、皆さんにお配りした内容で訂正方をお願いするという方向にしたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、そのとおりにしますので、議長、よろしくをお願いします。

それでは、議案等について事務局から御説明をお願いしたいと思います。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 議案等につきまして、説明させていただきます。

まず、行政報告1件でございます。こちらの内容につきましては、米国ミネソタ州ウィノナ市への訪問についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、米国ミネソタ州

ウイノナ市との姉妹都市交流事業が令和2年度から3年間中止しておりました。このため、姉妹都市交流事業を再開するに当たりウイノナ市での調整が必要であることから、5月22日から26日まで、町長等がウイノナ市等を訪問してまいりましたので、その内容について御報告させていただきます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 次に、報告5件、お願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 報告については5件でございます。

1点目でございます。報告第6号、こちらは美里町水道料金の権利の放棄についての専決処分報告についてでございます。議案書については1ページ、資料編についても1ページでございます。美里町水道料金の未収金5件、1万1,560円につきましては、債務者が平成31年1月29日に死亡しており、債務者に財産がなく、相続人を捜査したところ、相続放棄している事実を確認いたしました。これにより、未収金を回収できる見込みがないことから、美里町債権管理条例第21条第1項の規定により権利を放棄することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

報告の1点目につきましては以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま報告第6号ありました。皆さんから何かありますか。これは全員協議会でしておりますので。（「ありません」の声あり）

次に、報告第7号を御説明お願いします。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋憲彦君） それでは、議案書の3ページになります。報告第7号令和4年度美里町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。こちらにつきましては、さきの3月の議会において繰越明許費の可決を賜りました財産管理一般経費（本庁舎等長寿命化計画策定業務委託料外4件）の事業につきまして、繰り越し使用とするために繰越明許費繰越計算書を議案書4ページのとおり調製いたしました。こちらにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告させていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 報告第7号、今御説明がありました。皆さんから何かありますか。

1点ですけれども、8款土木費、道路新設改良事業、これは大幅に減額になっているわけですが、これはこれでよろしいんですか。（「一般」の声あり）一般財源だものね、これね。ちょっと勘違いしました。

ありませんか。（「はい」の声あり）

それでは、次に報告第8号、御説明お願いいたします。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋憲彦君） では、議案書の5ページになります。報告第8号でございます。令和4年度美里町国民健康保険特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。6ページの別紙のとおりでございますが、こちら3月議会において繰越明許費の可決をいただきました特定健診審査等事業につきまして繰越明許費繰越計算書を調製いたしました。こちらにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告させていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 報告第8号、ただいま御説明ありました。何かありますか。（「なし」の声あり）

それでは、次に、報告第9号を御説明お願いいたします。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋憲彦君） では、引き続き議案書7ページでございます。報告第9号令和4年度美里町水道事業会計予算の繰越しの報告についてでございます。地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして、令和4年度美里町水道事業会計予算を繰り越し使用するために繰越計算書を調製いたしました。議案書の8ページの別紙のとおりでございます。

1款資本的支出1項建設改良費の配水設備費のうち工事請負費で繰り越しいたしました。こちらにつきましては、工事箇所が県道であったため、宮城県との占用協議に不測の日数を要し、令和4年度内に事業が完了しなかったため繰り越しいたしました。

これらの事業については、令和5年8月末までに完了する予定であります。

これらについて、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告させていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま報告第9号御説明ありました。何かありますか。（「なし」の声あり）

それでは、次に移ります。

報告第10号、お願いいたします。企画財政課長。

○企画財政課長（高橋憲彦君） 報告第10号でございます。議案書の9ページになります。こちらにつきまして、地方公営企業法第26条第1項の規定により、令和4年度美里町下水道事業会計予算を繰り越し使用するため、繰越計算書を議案書の10ページ、別紙のとおり調製させてい

ただきました。

内容につきましては、2款農業集落排水事業資本的支出1項建設改良費の処理場建設改良費のうち更新工事請負費及び雨水処理施設建設改良費のうち建設工事請負費で繰り越しいたしました。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などから資材の調達及び使用移転物件の移設にそれぞれ不測の日数を要したため、令和4年度内に事業が完了しなかったため繰り越したものでございます。

これらの事業につきましては、令和5年12月末日までに完了する予定であります。

不用額につきましては、契約に伴う請負差額によるものでございます。

これらについて、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告させていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま報告第10号ありました。皆さんから何かありますか。（「ありません」の声あり） ないようです。

それでは、次に移ります。

議案第3号令和5年度美里町一般会計補正予算(第3号)について御説明お願いいたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（高橋憲彦君） それでは、議案書11ページになります。議案第3号、美里町一般会計補正予算でございます。12ページをお開きいただきたいと思います。

予算本文第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,217万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億9,085万5,000円といたしたものでございます。

初めに、歳出のほうから御説明させていただきますので、26ページをお開きください。

まず、2款総務費に3,108万4,000円追加しております。1項総務管理費の1目一般管理費のほうに窓口等業務委託料として1,579万7,000円、9目のまちづくり推進費に国際姉妹都市交流推進基金積立金1,111万4,000円をそれぞれ追加いたしております。

2項徴税費2目賦課徴収費のほうに税情報システム改修等業務委託料として176万円を追加いたしております。

続きまして、3款民生費でございます。1億8,937万2,000円追加しております。

28ページ、29ページをお開きください。

1項社会福祉費の社会福祉総務費に国庫支出金精算返還金といたしまして1,156万円、高齢者

福祉費のほうに高齢者地域支え合い活動業務委託料といたしまして420万7,000円をそれぞれ追加してございます。

8目新型コロナウイルス感染症対策費でございます。こちらのほうに、新規事業といたしまして、物価高騰緊急支援給付金事業を設けまして、物価高騰緊急支援給付金6,600万円、同じく新規事業といたしまして、生活応援商品券事業の中で、次のページ、30ページ、31ページになります。生活応援商品券発行業務委託料として1億122万7,000円をそれぞれ追加いたしております。

なお、この2つの新規事業につきましては、資料のほうで事業実施計画を掲載させていただいております。

続きまして、6款でございます。農林水産業費に1,898万3,000円追加しております。こちらにつきましては、1項農業費の農業振興費に経営発展支援事業費助成金750万円、地域農業基盤確立農業構造改善事業補助金返還金といたしまして987万4,000円をそれぞれ追加しております。

続きまして、32ページ、33ページをお開きください。

10款教育費のほうで588万9,000円追加いたしております。2項小学校費の学校管理費に小牛田小学校防火設備改修工事請負費253万円と不動堂小学校防球ネット設置工事請負費259万6,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出については以上でございます。

次、歳入について御説明申し上げます。

22ページ、23ページをお開きください。

まず、14款国庫支出金でございますが、2項国庫補助金の総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億4,708万4,000円と3目衛生費国庫補助金に新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金660万円をそれぞれ追加しております。

続きまして、15款県支出金のほうで1,598万4,000円追加しております。こちらの中の2項県補助金の農林水産業費県補助金に経営支援事業費補助金750万円、地域計画策定推進事業補助金251万6,000円、教育費県補助金のほうにみやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業補助金499万1,000円を追加しております。

17款寄附金のほうに国際姉妹都市交流事業指定寄附金といたしまして1,111万3,000円追加しております。

18款繰入金のほうに財政調整基金として5,679万2,000円追加いたしております。

以上、歳入についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、予算本文第2条でございます。債務負担行為の補正につきましては、議案書の17ページをお開きください。

今回追加をさせていただくものとしたしまして、窓口等業務委託料、農林業災害対策資金利子補給補助金（令和5年物価高騰分）と新中学校整備等事業、この3件につきまして、債務負担行為の期間及び限度額を追加するものでございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第3号について御説明ございました。何か皆さんからございましたら。ございませんか。ないですか。（「はい」の声あり）

それではないようですので、次の議案に行きます。

議案第4号財産の処分について御説明をお願いいたします。総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 続きまして、議案第4号財産の処分について御説明申し上げます。議案書につきましては34ページ、資料編につきましては9ページからでございます。

本議案につきましては、町が所有しております旧中塚小学校跡地の土地1万1,846平方メートルを株式会社T T Kに7,119万4,000円で売却することとし、令和5年5月29日に町有財産売買仮契約を締結いたしました。この土地につきましては、一般競争入札の公告を行った結果、入札者がなかったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約で売買仮契約を締結いたしました。町有財産売買契約書を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、会議当日、防災管財課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま議案第4号財産の処分について御説明ございました。皆さんから何かございますか。

休憩します。

午前 9時58分 休憩

午前10時04分 再開

○委員長（平吹俊雄君） それでは再開いたします。

議案第4号について、皆さんからございませんか。（「ありません」の声あり）

ないようですので、報告、議案については終わりたいと思います。

最後に、追加議案があるということですので、総務課長、お願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 追加議案のお願いでございます。こちらにつきまして、内容につきましては、令和5年度町営志賀町住宅外壁等改修工事の工事請負契約の締結についての追加議案でございます。こちらにつきましては6月6日に落札決定を行っておりまして、現在、工事請負の仮契約の事務を進めているところでございます。こちらがまとめ次第、予定では6月12日に追加議案を提出させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） 休憩します。

午前10時06分 休憩

午前10時09分 再開

○委員長（平吹俊雄君） それでは再開いたします。

追加議案につきましては、13日の会議終了次第開催したいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」の声あり） そのようにしたいと思います。

そのほかに、全体的に何か皆さんありますか。柳田委員。

○委員（柳田政喜君） 御苦労さまでございます。御説明ありがとうございました。

今回、新しい委託事業等質問が結構細部にわたってされるところがあると思います。その辺回答できるように、各担当課、ちゃんと準備してきてほしいなど。休憩取ることないように。大分細かいところまで聞くことが多いと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（平吹俊雄君） 執行部、よろしく願いいたします。

そのほかにございませんか。ないようですので、執行部につきましてはこれで終わりたいと思います。大変御苦労さまでございます。

続きまして、2) 議員派遣について御説明をお願いいたします。局長。

○事務局長（佐藤俊幸君） 会期の最後の議事日程のほうで議員派遣についてということで入れさせていただきたいのですが、今回、7月、まず5日に県北地方町議会議長会議員研修会、これは涌谷のほうで会場なんですけれども、急遽決まっております。これが1つ。それから、7月20日、7月21日、県議長の議員講座、こちらの派遣についてもお話をすると。そしてもう1点、途中、臨時的に会議が入るか入らないかちょっと分からないんですけれども、派遣のほう取っておくということで、8月18日ですが、これは県議長の町村議会議員セミナー、蔵王町を会場に全員で出かけるという予定がございますので、（「蔵王で」の声あり）蔵王で

す。（「8月」の声あり）18。こちら3点について、今回の6月会議で議員派遣のほう取りま
すので、よろしくお願いします。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま事務局長から議員派遣について御説明ありました。7月5日
が県北議長会の研修会、7月20日、21日が県議長会の研修会、8月18日が県議長会の蔵王での
研修会ということになっておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、3）一般質問の発言順序についてお願いいたします。

○事務局長（佐藤俊幸君） 受付順に、1番目の赤坂議員は1番です。鈴木恵悦議員が2番です。
次、山岸議員です。4番。伊藤牧世議員が3番でございます。

1番目が赤坂議員、2番目が鈴木恵悦議員、3番目が伊藤牧世議員で4番目が山岸議員とい
うふうになります。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま発言の順序が決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時17分 再開

○委員長（平吹俊雄君） それでは再開いたします。

一般質問の順序につきましては、1番目が赤坂芳則議員、2番目が鈴木恵悦議員、3番目が
伊藤牧世議員、4番目が山岸三男議員でございます。

それでは、次に移りたいと思います。

4）会議の期間及び議事日程について御説明お願いいたします。局長。

○事務局長（佐藤俊幸君） 審議の予定表のほうお渡ししております。会期、2日間でいけると
いうふうに読んでおまして、一般質問をちょっとこれから皆さんにお決めいただきたいので
すけれども、初日3人にするか4人にするか、その辺をお決めいただければというふうに考え
てございます。会期については2日間ということではいかがでしょうか。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ただいま事務局長から会議の期間、日程について御説明ございました。

初日の一般質問は全体で4名ほど来ているのですが、何番まで行きますか。（「全部でもで
きるんじゃないの。報告だけで始まるんだから」「報告は1件だけ」「2日間で大丈夫です」
「2日間でいいです」の声あり）

それでは、会議の期間は2日間、13日火曜日、それから14日水曜日の2日間ということに決

定いたしました。

一般質問につきましては、4名やるんですか。（「4名。できればやったほうがいいんじゃないですか。議運はこのメンバーだから」「追加議案1件だけだから」「休憩」の声あり）

休憩します。

午前10時20分 休憩

午前10時22分 再開

○委員長（平吹俊雄君） それでは再開いたします。

初日の一般質問については3人、なお、時間の都合上もし行ければ4人まで行くというような内容で行きたいと思います。

次に、5）陳情、要請等について御説明お願いいたします。（「休憩してもらってちょっと読み合わせたほうがいい」の声あり）

それでは休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時33分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

それでは、5）陳情、要請等についてでございます。どのようにお諮りしますか。内容言うんですか。

陳情書でございます。件名が3点ほどありまして、1つ目が「国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書」、2つ目は「全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情」、3つ目「インボイス実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める陳情書」でございます。取扱いについてどのようにお諮りしますか。柳田委員。

○委員（柳田政喜君） 3点とも各議員に対する配付でよろしいと思います。

○委員長（平吹俊雄君） そのほかにございませぬか。（「異議なし」の声あり）

陳情という声があります。異議なしということでございますので、この3件につきましては、配付のみとしたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

次に、4番目、その他に入ります。皆さんから何かございますか。（「ありません」の声あり）なければ事務局のほうから。

○事務局長（佐藤俊幸君） 事務局もございません。

○委員長（平吹俊雄君） 共にないということでございますので、ここで閉めたいと思いますが、よろしいですか。（「いいと思いますが、休憩で」の声あり）

休憩です。

午前10時35分 休憩

午前10時38分 再開

○委員長（平吹俊雄君） 再開いたします。

そのほか、皆さんからございませんか。（「ありません」の声あり）その他として、なければ副委員長、御挨拶をお願いします。

○副委員長（櫻井功紀君） どうも御苦労さまでございます。コロナが5類に引き下げられましたが、最近また若干ぼつぼつコロナが増えてきております。どうぞ皆さんご摂生の上、御自愛のほどをよろしくをお願いします。

以上で議会運営委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時39分 閉会

上記会議の経過は、事務局次長兼議事調査係長齊藤美穂が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため、ここに署名いたします。

令和5年6月8日

委員 長